

発議案第38号

戦没者遺骨収集帰還事業を推進する法律の制定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月18日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	正 田 富美恵	㊞
賛成者	八千代市議会議員	河 野 慎 一	㊞
	同	西 村 幸 吉	㊞
	同	堀 口 明 子	㊞
	同	横 山 博 美	㊞

提案理由

国に対し、戦没者遺骨収集帰還事業をより一層推進するための法律を制定し、一日も早く全ての遺骨が祖国に戻るための必要な措置を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

戦没者遺骨収集帰還事業を推進する法律の制定を求める意見書

今日の我が国の平和と繁栄は、さきの大戦において戦没した先人たちのとうとい犠牲の上に成り立っている。

海外で戦没された人は約240万人にも及び、多くの人が異国の地で戦没されており、今なお、多くの遺骨が祖国の地を踏むことなく眠っている。

国においては、これまで、戦没者遺骨収集帰還事業を行っているが、その内容は十分であるとは言いがたい。全ての遺骨を祖国に戻すことは国として当然の責務である。

戦没者遺骨収集帰還事業は、戦争という時代に翻弄され、愛する家族を引き裂かれた遺族のもとに家族を取り戻すという人道的事業であり、遺族の高齢化が進む中、一刻を争う事業である。

また、この戦争の惨禍を未来に伝承し、過去の現実と平和の大切さを訴える事業でもある。

よって、国に対し、戦没者遺骨収集帰還事業をより一層推進するための法律を制定し、一日も早く全ての遺骨が祖国に戻るための必要な措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

外務大臣様

厚生労働大臣様